（様式第２－14号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和2年9月29日

松前町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第８条第４項において準用する同法第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第８条第４項において準用する同法第７条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				松前町徳丸地域	無	令和元年度 ～ 令和５年度	徳丸地域資源保全推進会
○				松前町出作地域	無	令和元年度 ～ 令和５年度	出作地域環境保全会
○				松前町鶴吉地域	無	令和元年度 ～ 令和５年度	鶴吉環境保全会
○				松前町横田地域	無	令和元年度 ～ 令和５年度	横田環境保全会